

Title	清代廣東の「行商」に就きて(二)
Sub Title	
Author	太田, 達雄(Ota, Tatsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.4 (1934. 12) ,p.83(665)- 110(692)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19341200-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19341200-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 清代廣東の「行商」に就きて（二）

太田 達雄

次に公行の意義・職能・變遷を明かにするために、先づ清朝時代に最初に起つた康熙五十九年（西曆一七二〇年）の公行の成立に就いて述べることにする。

先づ公行を組織するに至つた理由は如何と云ふに、前記 James の記載<sup>8)</sup>に據つて之を要約すれば、「支那の關稅は商人に由りて支拂はれてゐる。各商人は相互扶助すべきものにして、信實と正義の二大原則は商人の貿易をして、私人・公人共に利益あらしめるものである。又皇帝は内外人に一視同仁の恩惠を賜ふものである。諸外國より貿易船の來航するために、種々なる貿易様式が行はれてゐることとは、弊害の生ずる根源であり、内外人の共に損害を蒙る原因である。故に各商人は次の如き規定を設けて、相互扶助し貿易貨物の價格を内外人の等しく利益ある如く決定し、官憲の忠言を望むことと決した。此の規定に違反するものは當然處罰さる可きものである。」

とありて、更らに斯く決定された規定を見るに Morse と James とでは、その間に多少の相違が存する

ので、異なるものは各別に誌すと、

- (1) 外商も支那商も同一家族の一員として、皇帝に奉仕すること。(M)
- 外國よりの珍奇品は皇帝の爲めに保存すること。(E)
- (2) 共同の利益は個人を旨とせず、全員の一致に依ること。(M)
- 組合の協議會は全員出席すべきこと。(E)
- (3) 外商も支那商も同一の立場に立つべし。若し外商が高價に賣却し、低廉に買入るゝことに成功すれば、支那商は缺損を免れざる故に、勢ひ不正品を賣却するに至る。全組合員は外商と會合して、價格を決定し、獨立に行動する者は處罰さるべきこと。
- (4) 支那の他地方の商人が外人と貿易せんとする時は、組合員は彼等と協議して、賣主が相當の利益ある様に價格を決定し、若し勝手に價格を決定し、或は密かに貿易せんとする者は處罰さるべきこと。
- (5) 價格は相方の一致により、品性は善良なるべく、外人に不正品を賣らんとする者は處罰さるべし。
- (6) 官許されざる取引を防ぐために、外國船に對する貨物の積込は、官簿に登録し、反則及び不正行爲は處罰さるべし。
- (7) 扇子・漆器・刺繡・繪畫の如き小手藝品は、小賣人の自由取引に委す可きこと。
- (8) 磁器の取引は専門の知識を要するを以て、何人にも自由に取扱はしめる。然しながら之を取扱ふ者

は利益の有無に拘はらず、その従價三割を組合に納付すべきこと。

(9) 緑茶の正味斤量は正確に表示すべきこと。

之を犯すものは罰金に處さるべきこと。

(10) 商品を外國船より受領せる時、及び外國船に對する貨物契約の成立せし時には、前金にて其の代金を支拂ふべき義務あり、その投資を完結せしめる爲めには、細心の注意を拂ふべし。之れに違反する者は處罰さるべきこと。

(11) 若し外國船が一行商を指定するならば、該行商は其の船の取引の半分を自ら取扱ひ、他の半分は組合員に分配すべし。その全部を獨占するものは處罰さるべきこと。

(12) 組合員中最も多く責任と費用とを負擔するものは外國貿易に於て全股とし、次は半股とし、更に其の次のものは四分の一股とす。(M)

この規定に反して取引するものは何人と雖も處罰さるべきこと。(E)

(13) 第一級全股のもの五行、第二級五行、第三級六行とし、新に加入せんとするものは、組合の費用一千兩を納付して加入を許し、第三級に列すべきこと。(M=Morse, E=Earnes)

斯くて公行商の制度は確立したのであるが、此等の規定は後に起る公行・洋行制度にも多大の影響を與へてゐるものである。後の公行・洋行に孰いても如此規定は恐らく存在したであらうが、支那の史料

及び外國側の史料に於て未だ發見し得ないのは遺憾であるが、恐らくは、これと大同小異のものであつたらうと推測されるのである。

この組合は支那官憲の創意に成るにあらざるにしても、確實に官憲の援助を持つてゐたことは疑ひないのである。<sup>10)</sup>

粵海關監督や總督がこの新公行の背後に於ける眞の力であつた。粵海關監督はこの組合に加入せざる全ての小商人に對してヨーロッパ人と交渉し、取引することを禁ずる命を出し、而して組合に屬せざる商人にして、若しヨーロッパ人と通商するならば、全ての支那商品に就いて從價二割、茶には四割を新組合に納付すべきこととした。この特別なる暴舉は組合に屬せざる全ての商人をして、彼等の不平の補償を外國人に轉嫁せしめたのであり、この新組合は純然たる外國貿易獨占の組合にあらざるものにして、組合外の商人に對して二割乃至四割の從價特許料を課したことは、事實上彼等小商人の通商貿易を不可能にしたのである。

公行の如き官許外國貿易獨占行商の制定は、西紀一七一五年廣東官憲と東印度會社との間に協定された自由通商の權利を蹂躪するものであるから、一七二一年七月に至り、英國管貨人等は粵海關監督に對して公行の解散せられんことを嚴重に抗議した結果、監督は公行の主なる代表者を招致して、若し如此組織を永續するならば惡結果を招來すべきことを説明して解散を命じた。そこで公行の主要者は協議の

結果公行を解散するに至つた。

その組織の當初に於ては、公行の存在は、官憲と雖も之を有利とするもの、如くであることは、後の制度に依つて知られるのであり、行商も各人の自由競争を防止して外國貿易の利益を獨占する爲めに、その存在を希望するものであらうが、當時は未だ支那の外國貿易はそれほど迄に盛んでなく、又その貿易港も廣東一港に限られてゐなかつたので、英商等は不利なる廣東を避けて他港にて貿易を營み得る状態にあつたため、公行の如き外人に不利なる獨占制度を設置することは、勢ひ廣東貿易を衰滅に導くものであり、さすれば官憲・行商共に有利なる外國貿易に參與することが不可能になるので、英商等の抗議によりて公行を解散するに至つたものであらう。斯くて外國貿易獨占組合である公行は解散されたのであるが、廣東に於ける外國貿易は依然として行商の手に由りて行はれたのである。

雍正二年（一七二四年）の兩廣總督の上奏文にも、洋船の正商數人を限つて、公平に行客と貿易せしめたと云ふことが見えてゐるが、行客は即ち行商のことであり、行商が事實上外國貿易を專辦してゐたことが知られる。

然しながら行商にあらざる商人の取引が全然行はれてゐなかつたのではない。一七二八年八月十八日の兩廣總督の布告に、外商の取引の自由は特に制限され、彼等は資財あり信用ある行商を選びて取引せねばならず、あらゆる種類の商人と無關心に取引することは、弊害を生じ後に至りて後悔する所以であ

ると述べてあるによつても知られる。

次いでその翌年一七二九年(雍正七年)の英國管貨報告によると、その時四人の行商があり、彼等の名義以外に於ては何人にも、主としてヨーロッパ船に對する貨物の積荷を許さず、これ等の行商は *Sungua*, *Ton Hingqua*, *Tingqua*, *Coiqua*. の四行であり、此等は互に團結し、粵海關監督及び他の官吏によつて支持されてゐた。<sup>13)</sup>

次いで一七三八年外國貿易に従事せし行商は全部で十一行あり、粵海關監督はこの内より、二三の行商を選んで英國管貨人とのあらゆる事件を處理せしめんとする保商に似た制度を設けんとしたが、管貨人等の反對によりて成立しなかつた。<sup>14)</sup>

一七五〇年には茶(*Hysan tea*)の價格を騰貴せしめるため、公行に似た組合が組織されんとした。その主謀者と見らるべきものは *Coiqua* であつたが、この組合は公行では無くその前驅をなす如き外見を帯びたものにすぎなかつた。

次に行商制度の一特質である保商(*The Security Merchant*)なるものに言及するならば、外國船の廣東に來るや、彼等は先づ保商を選ばねばならなかつた。この保商に就いて英國側の記録に據れば、一七三六年の管貨人の記録に偶々保商のことが見えており、それ以前には全くこれに就いての記載がないので、恐らくこの頃より存在したものであらう。<sup>15)</sup> 然しながら未だ確然と常設されたものでないことは、前

述の如く一七三八年に保商に似た制度が設けられんとして果さなかつた事實に依りて推察される。次いで一七四一年には四人の保商が存在してゐるが<sup>16)</sup>其後一七五〇年頃迄に確立された様である。一七五〇年には一、九五〇兩の船料附加税が、これ迄は通事(The Linguist)の手を経て納付されてゐたのであるが、この時より保商を通じて納付されることになつた。<sup>17)</sup>

更らに一七五四年には保商制度の弊害について、英商と支那官憲との間に紛争が惹起された。從來保商はその保證する外船の船料の納付に責任あると同時に、輸出入貨物の關稅を代納した爲め、外商はこれに對して莫大の金額を立て代えねばならなかつたが、その金額の返濟は頗る困難であつた。其の上支那官憲は保商より其の保證する外船の珍奇品を強要せし結果保商も外商も共に大なる苦痛を蒙つたのである。斯くて英商等は總督に對して、之れが廢止を要求すると共に行商も保商となることを忌避するに至つたので粵海關監督は虧餉の責任を全行商の負擔に歸せしめることにして問題が落着した。<sup>18)</sup>この最後の一事は次いで一七六〇年(乾隆二十五年)に成立せし公行制度再立の一原因を爲すものである。保商は又船料・輸出入貨物の關稅の責任あると同時に、外國人のあらゆる行爲及び外國船と其の船員、一籠の果物の購入より殺人事件に至る迄の全ての責任を負はねばならなかつた。

一七五五年(乾隆二十年)兩廣總督並に粵海關監督の布令に依れば、從來外國船が來廣すれば、輸出入貨物の處理に對する許可及び關稅の責任は全て保商の名に於て行はれた。この事は他の行商及び小商人



に知られてゐたが、それにも拘はらず彼等は關稅を考慮することなしに、貨物の取引を爲し、それより起る責任はすべて保商に歸したので、行商の保商となることを躊躇させるに至つた。それ故に今後は行商の取引は全て保商の副署を要することとなり、而して貨物の取引は官吏の監督のもとに行はれるに至り、小商人の外國貿易に參與することは一切禁せられた。然しながら行商の奏請に依りて小商人は殷家誠實の者五人を限りて外國貿易に參與することが許可され、彼等は互に連帶責任を有し、行商一人の保證を要することとなつた。<sup>19)</sup>

こゝに至つて行商は外國貿易を事實上獨占することになつたのであるが、矢野博士が近世支那外交史(八九頁)に於て

「イギリス側の記録によると、西曆一七五五年即ち乾隆二十年に至り、外國船の一切の取引は行商に限定され、外國船は行商によらなければ一切貿易はできず食料の供給すら受けられないやうになり、行商によつて死命を制さるゝことになつたといふことであるが、それは行商が西曆一七二〇年同様の外國貿易を目的とする組合即ち公行を組織した意味であらう。」

との斷定は聊か早計に過ぎるものであらう。公行は次いで一七六〇年(乾隆二十五年)に至つて組織されたのであり、以上行商が外國貿易獨占の傾向を強化して來たことは、公行の再成に至る有力なる一動因となつたものであらうが、未だ公行の成立には至らなかつたのである。

なほ支那側の記録によれば、

乾隆初年洋行有二十家、而會城有海南行、<sup>20)</sup>

とありて、乾隆初年(一七三六年)に洋行二十家ありしことが見えており、又 Morse に依れば、<sup>21)</sup>一七三八年(乾隆三年)には行商十一人ありしことが知られ、通商始末記(卷五)に依れば

乾隆二十二年冬十一月、禁英商來浙互市(中略)粵省地窄人稠、沿海居民大半藉洋船爲生、不獨洋行之二十六家而已

との文ありて乾隆二十二年(一七五七年)に廣東に洋行二十六家ありしことが推察される。

更らに粵海關志は前文に續きて、

至二十五年洋商立公行、專辦夷船貨稅、謂之外洋行、別設本港行、專管暹羅貢使及貿易納餉之事、又改海南行爲福潮行、輸報本省潮州及福建民人諸貨稅、是爲外洋行與本港福潮分辨之始、

とありて乾隆二十五年(一七六〇年)に至りて、公行が成立し、之を外洋行と稱し、別に本港行福潮行に分たれたことが見えてゐる。故に行商と云つても單に外洋行の行商のみならず、本港行・福潮行の行商をも存するのである。然しながら外人の Hong Merchants と稱するは主として、外國貿易に従ふ行商即ち外洋行の行商を意味するのである。

廣東通志<sup>22)</sup>に

國朝設關之初、船隻無多、稅餉亦少、有行口數家、分外洋本港福潮、聽其自行投牙、迨後船隻漸多、分行口有資本稍厚者、即辦外洋貨稅、其次者辦本港船隻貨稅、又次者辦福潮船隻貨稅、並無官定案と云つて清朝の海關を設けた當時廣東に外洋行・本港行・福潮行の存在したことを述べてゐるが、これは廣東通志の粗漏であつて當時は未だ如此區別なく、貿易は内外共に前述の如く恐らく十三行などによつて行はれたものであらう。その十三行が後に至り何時頃であるか明かでないが、洋行と海南行に分れ、前者は外國貿易を後者は内國貿易を専ら處理するに至つたのであらう。上掲の廣東新語に

出於瓊州者曰瓊貨、亦曰十三行貨

とある如く十三行は瓊州の如き本省の貿易をも取扱つたものであり、後に至りて瓊州等の内國貿易を取扱ふものを海南行(瓊州は海南島に在るを以てこの名が起つたのではあるまいか。)と稱し、十三行は専ら外洋貿易を取扱ひ單に洋行と稱せられるに至つたものではあるまいか。

廣東は乾隆二十二年則ち一七五七年に至り、支那唯一の外國貿易港となつたのであり、次いで乾隆二十四年即ち一七五九年に至り、防範夷商規條なるものが發布され行商の外國貿易獨占制度は愈々完備するに至つたのであるが、Hunter<sup>23)</sup> 及び Morse<sup>24)</sup> は共にこの事を以て一七六〇年であるとなしてゐる。Hunterはこの條令は一八一〇年に改定された後一八一九年の勅令に依つて確定したと述べてゐる。然し支那の記録に従へば一七五九年のこととなつてゐるので、或はこの年に議定されて翌年より實施されたもので

あらうか。

この規條の詳細なる記述はこゝでは省略するが、兎に角この法令に依りて行商の地位は確立し外國貿易は行商の手に依りてのみ行はれるに至り外人の自由貿易は完全に阻止されるに至つた。

こゝに於て康熙六十年則ち西紀一七二一年以來廢止されてゐた公行制度は再び組織されるに至つた。則ち

迨乾隆二十五年洋商潘振成等九家、呈請設立公行專辦夷船、批司議准<sup>26)</sup>

とありて洋商潘振成等の九人が公行を組織して外國船の貿易を獨占することとなつた。

一七六一年廣東に於ける英國東印度會社のカウンスル(Council)であつた Samuel Blount の記録<sup>27)</sup>に従へば

「此の時の公行商は十人であり、彼等は兩廣總督及び粵海關監督の支配下にあり、各行商獨立に外商と取引することが禁じられてゐたのみならず、商館に入ることさへ禁じられてゐた。此の制度は内外人にとりて不公平不利なるものにして、公行に屬する行商も若し彼等が以前の如き自由なる立場にあるならば、彼等の貿易割當額もより多額であらうが、それだからと云つて彼等は官憲の支配下にあるので公行を解散することも出來ず、外商はその輸入貨物の價格は低廉に決定され、支那輸出貨物は高價にて購入せざる可からざるに至つた。」

と述べてある。

これに従へば一七六〇年に成立した公行は九人にあらずして十人であり、公行商は獨立に外商と取引すること能はず、既に一七二〇年の公行を述べた時に論じた如く彼等は股數を定めて貿易に従つたのであり支那官憲の支配下にあつたことが知られる。

兩廣總督粵海關監督等の廣東官憲は行商に輸出入貨物關稅完納の義務を負はしめたのであるが、行商が各自獨立に貿易に従事する場合に於ては、若し破產倒行等に依りて虧餉を來す時、其の責任は官憲自身に歸するを以て、行商の各別に外商と取引することを禁じ公行商として、一體に貿易に従事せしめそれに連帶責任を負はしめ、且つ官憲が直接に外商と交渉するに於ては、これ亦それより生ずる責任の一切は舉げて官憲自身に歸する故に、公行商をしてこれを代行せしめ、自らはそれより充分の利益を擗取せんとしたことが公行商成立の重要な原因の一であらう。

次いで英國側の記録に據れば一七七一年二月に至り、公行は再撤され、各行商は各別に外國貿易を取扱ふこととなつた。<sup>28)</sup>

### 粵海關志卷二十五に

迨乾隆三十五年、因各洋商潘振承等、復行具稟公辦夷船、衆志紛岐漸至推諉、於公無補、經前督臣李侍堯會同前監督臣德魁、示禁裁撤公行名目、衆商皆分行各辦。

と載せ乾隆三十五年則一七七〇年のこととしてゐるが、これは支那曆にて恐らく乾隆三十五年末に相當するものであらう。

公行商は關稅に對して連帶の責任を持つものであるが彼等は互にその責任を推諉して自ら取ることゝ欲せず、外商はこの間に乘じて運動して奏功したものであらう。

然らば外商は公行の廢止に依りて如何なる利益を得たか。

英國東印度會社船によつて齎された七〇〇〇ピクルの胡椒は公行の存する時は一〇・五〇テールであつたものが、公行の廢止されるや一四・二〇テールとなり、錫は一・五〇テールより一四テール以上に、鉛は三・六〇テールより四・四・二〇テールに騰貴した。<sup>29)</sup> この一例を以てしても、其の他は推察されることと思ふ。

一七七五年にも廣東に於て總督及び其の他の官吏の保護のもとに十人の行商より成る組合が組織されんとし、次いで一七七八年にも公行が組織されんとしたが實現するに至らなかつた。この時行商の一人である Coqua は東印度會社に對して一一、五三二テールの負債をなしてゐた爲めに問題が起り、Coqua の毛織物取引は Mungua が引受ることになり、その負債は二年以内に Mungua が支拂ふことになつた。この事は公行を組織せんとする考に一步を進めたものであり英國管貨人に對して行商の協同一致を強めるものであつた。<sup>30)</sup>

矢野博士は「近世支那外交史」(九〇頁)に、西曆一七七九年即ち乾隆四十四年に更に十二人の行商が外國貿易を專辦することとなり、行商の債務を辨濟する行用銀と稱する基金が設けられ、この時の行商は洋商と云つて公行と云はずと云はれるのは何れの史料に據られたのか明かでないがこの事は *Encyclopedia Sinica* 及び *Morse*<sup>31)</sup> の舊著に依れば一七八二年のこととなつてゐる。

又根岸佶教授は前掲の「廣東十三洋行」なる論文に於て

「一七七一年(乾隆三十六年)一月破滅した公行の解散は負債山積の爲め已むを得ざるに出でたものであるが、支那に於て牙行制度の必要なる限り公行も亦必要なものであるから一七八二年(乾隆四十七年)に至つて類似の制度復活せられた。それは十二人の商人が貿易仲立の特權を得たことであつて之を洋行と稱した。其後一人如はり十三人を定員としたので十三洋行として世間に知られて居る。洋行は略ぼ同様であつて唯其異なる所は名稱の相違と負債に對して公行にては連帶責任を佩びたに反し、洋行にては一二行商の保證せるものに限り責任を負ひ、又別に公行資金を置いて之を消却する丈である。」

と述べられてゐる。

以上の所説を見るに一七八二年に至り初め十二人後に十三人の行商が外國貿易を專辦することとなり、従つて十三行の名もこれより生じ、この時の外國貿易商は公行と云はず洋商又は洋行と云はれたが、

普通舊名の公行を以て呼ばれてゐたと云ふのである。併しこのことは洋行と公行とを混同することより生じた誤解であつて洋商又は洋行なる語は、この時より以前に屢々用ひられてゐることは既に論じたところに依りても明かである。猶又十三行なる名稱の既に恐らく明末より存したであらうことは前節に於て述べて置いた。

而して公行の廢止せられたと云ふことは、行商が外國貿易を獨占することの廢止せられたのではなくして、行商が官憲の支配のもとに各行の獨立貿易を禁止され各行一體となりて、官憲に對して連帶責任を負ひて貿易する公行制度が廢止されたことを意味するのである。然しながら外國貿易は依然として洋商或は洋行商がこれを獨占してゐたのである。

且つ Morse の後の著作に従へば<sup>32)</sup>、これより先き一七八〇年に、「行商は全ての貨物の價格を時價に従つて一律に決する様に命せられた。官憲は廉直なる官吏を選派して行商の取引關稅の上納を監督せしめる。而して全ての商議は各人に自由無制限であるが行商の目的とするところは各人の利益にある故に、彼等は出來得る限り多量の貨物を自分自身に獨占せんと努力する結果、賣手は思ふ儘の價格を決するこゝとを得、従つて行商は損失を招き高利の金を借りて秩序を亂すに至る。それ故に斯の如き取引方法より生ずる不便を除去する爲めに、規定を設ける必要が起つた。この規定は行商及び外商をして公正に取引を行はしめ、官吏及びその依存者が取引に參與することに由りて生ずる弊害を防止するものでなければ



ならない。(中略)斯くて Pankhequa, Chowqua, Mungqua, Shy Kingua, Se Ungua は一所に會合して歐貨其他の貨物の價格を商議した。價格の決定されるや關部より派遣された一官吏はそれを決裁した。これは形式のみにして勢力ある Pankhequa 及び該官吏の意の儘に決定された様である。負債の償還官憲への獻上物購入の爲めに年々必要とする資金として行商は、全ての綠茶に一定の手數料を課することとし、これ以外に輸入品の價格は低く評價され、Bohea 茶は十五テールと定められた。この事は公行なる名目は存しないがそれが實在したのと變ることは無い。」と云へるに徴しても公行の職能が如何なるものであつたか推測されるのである。

右の記載は粵海關志卷二十五の左の記事と符合する。即ち

請自本年(乾隆四十五年)爲始、洋船關載來時、仍聽夷人各投熟悉之行居住、惟帶來貨物、令各行商公同照時定價鎖售、所置回國貨物、亦令各行商公同照時定價代買、選派廉幹之負、監看稽查、臣圖明阿隨時留心察該務使交易公平、盡除弊竇、所用行用餘利、存貯公所、先完餉鈔、再照分年數提還夷人即ち乾隆四十五年西紀一七八〇年より從來の如く行商の各自貿易は許すが輸出入貨物の價格を一律に統一し官吏を派して之を監督せしめることとした。若し然らざれば行商は各自獨立に取引するために行の利益を増大せんとして互に自由競争を行ひ、其の結果は借銀の弊を生ずるに至る。これは後に述べる行商の借銀則ち行缺の主要なる原因である。

猶亦注意すべきことは、「行用餘利」なるもの、存在である。この「行用餘利」は英語の *Consolidated Fund* に相當するものであらう。而して行用銀なるものは行商の取る手数料と見做される。

従つて行商の負債償還等に當てる資金は「行用餘利」則ち *Consolidated Fund* であつて行用銀ではない。この點に關しては後に述べることにする。

更らに *Morse* の後著に従へば<sup>33)</sup>

「一七八二年には行商は四行に減じた。粵海關監督は之を定員の十三行に増加せんとし同年四月これが募集を行つたが、廣東の商人は其の煩瑣なる名譽を得ることを希望せず、結局八月に至り五行が任命されるに至つた。然し公行の名目は存しないが公行は事實上設立されるに至つた。」

と記され、この時の行商は全部で九行であり、行商の定員が既に十三行となつてゐることが知られるのである。従つて一七八二年の外國貿易獨占商は洋商或は洋行と稱され、十二人或は十三人の行商が之れに屬したと云ふ所論の事實に即さないことは明かである。

又一七九五年にも公行が成立されんとした。英國公局の記すところに據れば、<sup>34)</sup>

「粵海關監督は公行なる名目のもとに、以前存在したと同様なる商人組合を設立せんと計畫してゐるとの噂を耳にした。實際その種の或る企ては粵海關監督によつてなされたが、行商は外商と結托し或は其の企てに反對であることを疑はれるのを恐れて腹藏なき意見を述べることを好まなかつたとは云

へ、何人も其れを否定しなかつた。我々の知り得る確實なことは Pankhequa や主要なる行商は斷然其れに反對であり、如此企ては彼等の責任の代償に價しない官憲をのみ利するものであると考へられた。行商の多くは公行の決して成立す可きものにあらずと斷言して憚らなかつた。」

とあるに徴しても、公行を組織することは官憲にとつては有利であるが、行商は各行連帶責任を持ち、其の上自由取引を行ふを得ず、外商にとりては輸入貨物は低く輸出貨物は高く評價される故に、兩者とも最も不利とするところである。續いて Morse はその點に關して、「官憲の横暴壓迫なき完全公正の狀態に於ては如此組合の設立に對しても充分の理由がある。其れは廣東の特種貿易に於ける責任を各行商に公平に配分するものである。若し英商のみ此の組合と取引に従ふならば普通の行缺が生ずべきことは明白である。併し四圍の情勢は或る程度まで複雑にして、幾多の競争者のあるに於ては」到底公行の成立す可きことは許されないと評してゐる。

次に公行制度の一特質と認めらるゝ總商なるものに就いて言及するならば、洋行商が一體となつて貿易に従事する所謂公行制度に於ては、殷實居心誠篤なる者一二人を選びて全洋行商を統一管理せしめる總商なる者を設置した。

乾隆二十五年（一七六〇年）公行の成立せし時、（乾隆）至二十五年洋商立公行、專辦夷船貨稅、謂之外洋行、別設本港行、（中略）其後本港既分隸無常、總商章程亦屢易、（中略）凡粵東洋商承保稅餉責成、

管關監督於各行商中、擇其身家殷實居心誠篤者、選派一二人、令其總辦洋行事務、並將所選總商名姓、報部備查。<sup>35)</sup>

とありて既に總商の名が見えてゐる。總商は各洋行を取締り、その貿易を管理統制するものであるから、各洋行が獨立に外商と取引せし則ち公行の存しない時は總商も必しも又その必要を認めないものであらう。其れ故に總商なる者は公行制度の一特質と見做して差支へなからうと思はれる。

前述の如く一七七一年の初めに至り公行は再び裁撤されたのであるが、其と共に總商なる者も廢止された様である。次いで一七八〇—一七八二年代には公行の名は存しないが、公行制度に近きものが存在したことは既述の如くである。更らに嘉慶十八年（一八一三年）に總商は再設された。則ちその間の事情は、

奉聖諭、粵東洋商承保稅餉、向來僅憑一二人保舉准充、旋因虧折疲乏拖缺逋逃弊竇叢滋、著照該監督所請、准於各洋商中、身家殷實居心誠篤者、選派一二人、令其總辦洋行事務、率領衆商、公平整頓、其所選總商先行報部存案、遇有選充新商時、即責令通關散總各商公同聯名保結專案咨部、如有黜退、報明註銷、拜於每年滿關日、將商名通行造冊送部、以備稽考、該部知道。<sup>36)</sup>

とありて從來洋商は一二人の保證によりて官憲の稅餉に對し責任を以つてゐたが爲めに、借財破産逃亡等の弊害を生ずる故に、再び總商を設けて洋行の事務を總辦し各洋商を率領してその取引を公平整頓

ならしめるに至つた。この事は名實共に公行の成立せしことを推知せしめるものである。

而してこの時に任命された總商は Howqua, Kowqua の二人であつた。<sup>37)</sup> 猶亦英國公局が英國使節 Lord Amherst に送つた一八一六年一月十七日付の書簡には、<sup>38)</sup> 此の事に言及して、從來の公行は主として廣東の地方官憲である粵海關監督並に總督等によつて設定されたものであることは明かであるが、此の度のそれは、前に引ける粵海關志の文によりても知られる如く、北京朝廷の直接參與のもとに成立したものであることを述べてあり、此の書簡の作られた一八一六年には未だ充分に設定されたと見做されない様であるが、前後の事情より考察すればこれらの英商の運動にも拘はらず設置を見た様である。

一八二九年に至り多年十一行であつた行商が七行に減じ、Chungqua も亦破産せんとしたので、英局は一八二七年以來現在の Chungqua に行務を引き渡して引退してゐた the elder Chungqua の來つて援助されんことを求めた。Parsee Merchant 四十四人も英局に對して行商の減少による貿易の不可能を訴へて來た。こゝに於て英局は停船を斷行して兩廣總督に八ヶ條の誓願書を提出した。其の内容を要約すれば、廣東に於ける信用の不安定・輸入貨物販賣の困難・行商の増加・現制度より起る諸種の弊害等の除去改正を要求したものであつた。この誓願書に對する總督の回答に英局は猶ほ不滿にして停船を續行し一八二九年十二月廣東に來任した新粵海關監督に對しても總督になせしと同様の誓願を爲し、遂に總督は皇帝に對して八ヶ條の誓願中、行商の増加と入港税の二件に限り之を奏請し、結局實現を見たのは、

the elder Chungqua の歸廣と、行商の増加及び入港税の一割輕減に過ぎなかつた。<sup>39)</sup>

以上の事實を粵海關志卷二十五に就いて見るに

(道光九年)粵省開設洋行、止憑一二商保結、即准承充、自嘉慶年間、奏准設立總商經理、其選充新商責令總散各商聯名保結、該總商往々意存推諉、以致新商格於成例不便著充、數年以來洋船日多、行戶日少、照料難周易滋弊竇、自應量爲變通、著照所請、嗣後如有身家殷實呈請充商者、該監督察該得實、准其暫行試辦一二年、果能貿易公平、夷商信服、交納餉項、不致虧短、即照舊例、一二商取保著充、其總散各商聯名保結之例、著即停止

とあり新行商には一二年行務を試辨せしめ、その成績によつて洋行商たることを公許した、併して從來の總散各商聯名保結の例を廢して、一二商の保結によりて洋行となることを許可した。即ちこの事は再び公行の廢止に歸したと斷定し得ないにしても、其の特質の重要性を失つたと見て差支へなからう。

以上の如く道光九年(一八二九年)延隆等が新商の補充を一二商人の保結によりて許可すること、したので、次いで道光十七年(一八三七年)には、

自是以後缺商隨時招補、至今已復十三行舊觀、照料無虞不足、而新充之仁和行商潘文海、試辨已歷七年、屢催未據出結咨部、又孚泰行商易元昌、東昌行商羅福泰、暨新充尙未列冊達部之、安昌行商客有先試辨或屆二年、或逾一年不等<sup>40)</sup>、

とあり、既に缺商が補充されし十三行の舊觀に復したとあるが、行商の試辨は一二年と云ふことになつてゐたが中には七年にも達して未だ公許されない者も居た。これ等は如何に官憲の行商に對する壓迫誅求の甚しかつたかを推知せしめるものである。

斯くて缺商は補充され定員に達したので、倒行等の爲めに缺商のある場合初めて補充をなすこととし其承商之時、責令通關總散各商公同慎選段實公正之人、聯名保結專案咨部著充、並著該督等、隨時查察、毋許該總商等仍蹈從前推諉壟斷惡習、俾保充者務求覈實、而走私漏諸弊、亦責有假歸、以裕課餉、而杜姦私、該部知道<sup>41)</sup>、

とて、總散各行商を連名保結せしむる制度を復活した、これ即ち公行と確言することが出来ないとしても、それに近かき制度であると認めらるゝのである。斯の如き公行制度も南京條約にありて遂に廢止されたのである。

以上に於て公行なるものに就きての大體の所論を終つたのであるが、次に行商の機能の二三の點に言及するならば、先づ支那商人の洋行商となるには約二十萬兩の特許料を要した。一八二二年に Fatqua は其の子に對する部帖の書換へに十萬弗を強請された<sup>42)</sup>。而して支那商人の一度洋行商となるやその退行は頗る困難であつた。一八二六年 Howqua はその退行の許可を得るに粵海關監督に對して五十萬弗を納付したと云はれており、<sup>43)</sup>その翌年 Kingua は三萬弗を納付して退行の許可を得た<sup>44)</sup>。これらの事實は洋

行商のその反面に於て如何に莫大なる利益を得たかと云ふこと、及び官憲の誅求の如何に甚だしかつたかを推測せしめる。

次に一八二九年再度來廣してより一八四二年まで廣東の *Russel & Co.* に奉職してゐた *W. C. Hunter* の誌すところに依れば、<sup>45)</sup> 公行は一つの組合であるが、それに屬する行商は各自取引を營み、その共同の責任は外人のあらゆる行動に對して、地方官憲に負ふものゝ様に述べてあるが、各行商が各自取引を行つたとは云へ、前に論じたところによつても明かなる如く、共同の責任を持つ以上は恐らく總商なるものもありて、輸出入貨物價格の決定・貿易額の割當、行商の管理等を行つたものであらうと思はれる。

行商は又彼等の特權と威嚴を増す爲めに名義上の位階を買ひ、其の表示はボタン又は帽子の尖端に付けられた色彩をほどこせる球に依つて表はした。此等は法律違反又は倒行すれば沒收された。<sup>46)</sup>

行商は天災戰爭等の損害に對して義捐金を納付しなければならなかつた。一八〇一年支那北部の水害の義捐金として粵海關監督は行商に二十五萬兩の上納を課した。*Pankhequa* は其の中、五萬兩を負擔したが粵海關監督は上記の金額を受取るや、猶之を少しとして *Pankhequa* に對して五十萬兩を要求したが、交渉の結果結局三十萬兩を上納せざるを得なかつた。<sup>47)</sup>

さて廣東十三行街の北端 (*Old China Street*) に行商の會堂が立つて居り、それは外人によつて *Consol House* と呼ばれて居るものであり、則ち公所にして行商の共同所有に屬し、外國貿易に關して或る事



件の起つた場合には、大班は公所にて行商と會見して其の件を討議し、又外商は諸種の法規及び日常生活則ち散歩、河川の船行等に對する注意教示を公所にて受けた、行商は彼等の破産金錢上の問題等に就いて公所に會合して協議した。公所内には其年迄の諸種の決算書も貯藏されてゐた。<sup>48)</sup>

行缺に就いても論ずべきであるが他に既に詳細なる所論が出ておるので、では省略することとして、次に行用銀なるものに就いて概論するならば、*Consol Fund*なるものは所謂行用餘利に相當するものであることは前に一言せる如くであり、それは行商の缺餉行缺支拂の目的を以て一七八〇年（乾隆四十五年）に初めて設けられたものである。而して行用銀なるものは行商の取得する手数料である。その率は貿易品の價格一兩に付き三分（三パーセント）であつたが、後にはその課稅物の價格が公定された。一八〇七年には錫は每擔 (*picul*) 一三・五〇兩、鉛は四・五〇兩、胡椒は一〇兩、棉花八兩、生絲は一六〇兩、茶は二〇兩と公定されるに至つた。<sup>49)</sup>

斯くて後行用銀は漸次増加し其の支途も多様となり、軍需、貢項、西債の償還、官吏の需求等皆なこれより支辨するに至つた。<sup>50)</sup>

嘉慶十五年（一八一〇年）に至り行用銀の増加は著しく、棉花の如きは以前に二十倍するに至つたので、英國東印度會社の大班喇佛 (J. W. Robert) は行用銀の裁減を奏請したが許可されなかつた。<sup>51)</sup> 而して行用銀の餘剰を公所に積立てたものが行用餘利則ち *Consol Fund* に相當するものであらう。行用銀はこ

の後多少の變遷はあつたが行商の廢止まで存続したのである。

### (c) 厦門の洋行

以上清代廣東の行商・公行・十三行に就きて多少の解釋を試みたものであるが、之を傍證するものとして厦門に於ける洋行の事跡をも聊か記述して見たい。

既に恩師加藤繁先生は史學第十一卷第三號に於て、厦門に於ける洋行・商行のことを述べられ、雍正五年清朝の再び海禁を開くや同時に洋行を設け、洋船の厦門を出するものも、厦門に入るものも俱に洋行の保證あるを俟ちて之を聽することと爲せりと云はれて居られる。則ち厦門の洋行は雍正五年に初めて設けられ、乾隆初年に至つて隆盛となり、次いで嘉慶元年には洋行八家・商行三十餘家あり、厦門を以て支那洋商船通洋の正口となした。その後次第に衰微して、同十八年には和合成洋行一家となり、道光元年には全洋行倒罷するに至つた。そこで

道光元年厦防同知麥祥詳稱、洋行和合成陳班觀、年老資竭、舉蔣元亨自代、奉將軍祥批駁、一時無人承充議、令商行(中略)大小十四家公同承辦貢燕黑鉛等項、保倚洋船販洋、一俟洋行、募充有人、仍歸洋行承辦、總督顏批令於十四行中舉一總行經理、旋公議、詳請以金源豐許大吉、暫充總行、又奉將軍和以難免把持抑勒批駁、不准有總行名目、歸十四行公辦、(厦門志卷五、船政)

とあり、洋行の事務は商行が公同承辦することとなつたのであるが、其の時總行なるものを設けて洋行

の行務を總辨せしめんとしたが實行されなかつたことが見えてゐるが、それ則ち廣東に於ける公行制を見る總商に相當するものであらうか。

以上行商に就きて先人の未だ説き及ばなかつた二三の點に對して聊か卑見を述べて諸賢の御教示度得ば幸甚である。

註 (8) Ibid. pp. 65—66.

(9) H. B. Morse; *The Chronicle*. vol. 1, pp. 163—165.

J. B. Eames; *The English in China*, pp. 67—69.

(10) H. B. Morse; *The International Relations of the Chinese Empire*, 1910. vol. 1, p. 65.

(11) H. B. Morse; *The Chronicle*. vol. 1, p. 166.

(12) Ibid. vol. 1, p. 188.

(13) Ibid. vol. 1, p. 195.

(14) Ibid. vol. 1, p. 260.

(15) Ibid. vol. 1, p. 247.

(16) Ibid. vol. 1, p. 279.

(17) Ibid. vol. 1, p. 289.

(18) Ibid. vol. 5, pp. 10—14.

(19) Ibid. vol. 5, pp. 36—44.

(20) 粵海關誌 卷二十五。

- (21) H. B. Morse; *Ibid.* vol. 1, p. 260.
- (22) 廣東通志、卷一百八十、經政略二十三。
- (23) W. C. Hunter; *The Fankwe at Canton.*
- (24) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 5, pp. 94—98.
- (25) 皇朝政典類纂、卷一百十八、市易六、海舶通通。
- (26) 皇朝文獻通考、卷三十三、市糴考參照。
- (27) 粵海關志、卷二十五。
- (28) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 5, pp. 103—104.
- (29) *Ibid.* vol. 5, p. 153.
- (30) *Ibid.* vol. 2, p. 22.
- (31) *Ibid.* vol. 2, pp. 33—34.
- (32) *Encyclopedia Sinica, Co-hong.* H. B. Morse; *The International.* vol. 1, p. 63.
- (33) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 2, pp. 58—59.
- (34) *Ibid.* vol. 2, p. 82.
- (35) *Ibid.* vol. 2, pp. 263—269.
- (36) 粵海關志、卷二十五。
- (37) 同上
- (38) H. B. Morse; *Ibid.* vol. 3, pp. 194—195.
- (39) *Ibid.* vol. 3, pp. 286—291.
- (40) *Ibid.* vol. 4, pp. 199—221.

清代廣東の「行商」に就きて (太田)

- (40) 粵海關志 卷二十五。  
同上
- (41) H. B. Morse; *Ibid.* vol. 4, p. 57.
- (42) *Ibid.* vol. 4, pp. 132—133.
- (43) *Ibid.* vol. 4, p. 150.
- (44) W. C. Hunter; *Bits of Old China*, pp. 217—
- (45) W. C. Hunter; *Fankwe at Canton*, p. 37.
- (46) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 2, p. 360.
- (47) *The Chinese Repository*, vol. 4, June, 1835, No. 2, "Walk about Canton." W. C. Hunter; *Fankwe at Canton*, p. 26.
- (48) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 3, p. 61.
- (49) 通商始末記卷七 庚午嘉慶十五年の條。
- (50) H. B. Morse; *The Chronicle.* vol. 3, p. 146.
- (51)